

随意契約理由書

本工事は、大阪府立大阪市北東部地域支援学校(仮称)の整備事業に伴う機械設備工事です。

支援学校は、障がいをもつ子どもたちが安心して過ごす支援教育を行う施設ですが、施設の老朽化や狭隘等の課題を抱えており、それらを解消するため閉校となった既存高等学校校舎を令和7年度から令和9年度にて改修し支援学校として整備を行うものです。

本工事の発注については、当初一般競争入札にて発注し、令和7年10月20日に開札したところ1者の入札があり予定価格の範囲内になかったため、10月23日に再度入札の開札が行われましたが落札に至りませんでした。

公共建築室では建築、電気及び機械の各工事を分離して入札発注し、建築工事については落札決定に至りましたが、事業継続のためには、各工事が密接に調整を行い、相互連携して作業していくことが不可欠であり、本工事の契約締結時期が遅れることは、事業計画に大きな影響を及ぼします。

よって、北東部地域支援学校の各工事を円滑に進めるため早期に契約を締結する必要があり、大阪府随意契約ガイドラインに基づく「再度の入札に付し落札がないとき」に該当するため、競争入札を継続することなく随意契約により工事請負者を決定することが適当と考えます。

以上のことから、建築審査会で選定された者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を行うものです。